

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

8月の相談 国民健康保険・労働保険など93件

8月の相談活動は7月に続いて国保の減免・分納の相談が3分の1を超えています。労働保険の手続きが11件ありました。また、左記のように多岐にわたって相談が寄せられています。

源泉徴収の相談

税務署から源泉徴収についてのお尋ねが届いたと相談を受けました。事情を聞くとこれまで従業員に源泉事務をせずに給与を支払って、各従業員は確定申告で納税していたとのことでした。既に確定申告で納税していることを税務署に伝えると今年の分から源泉事務をすることで解決できました。

所得税・消費税の中間納税の相談

中間納税についての相談がありました。そのうち一名は大幅に業態が変わったため、消費税の中間申告をすることにされました。納税額が大幅に減らすことができ、安心されていきました。

法人の役員変更

今年3月決算で10年に1回の役員変更を忘れていた会社員さんがいました。たまたま他の相談で事務所に来られた時に役員変更のことが話題になり、定款で確認したところ、忘れていたことがわかりました。法務局で相談しながら変更手続きをされることになりました。役員変更を怠ると裁判所から高額の過料が課されます。気を付けてください。

国保料の分納減免相談会

8月9日に行われた相談会には38名の会員が集まりました。分納相談にあたっての心構えなどを学習してから相談に臨みました。

社会保険の相談

個人営業の建設業の会員さんに協会けんぽ加入に伴う雇用の実態と算定基礎の調査が発生し、相談がありました。

税務調査

個人2名、法人1名に税務調査が発生していましたが、さらに調査の相談による1名の入会がありました。どの調査も、消費税が関係している調査です。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともいっ!

生活保護

知人の保証人になって借金を肩代わりしていたが、自分の仕事も激減する中で破産も申請、たちまち収入が途絶えるため生活保護の相談をすることになりました。

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
午後2時・夜7時
なんでも相談会

8月の相談件数

経営	金融	1	社会保障	国保	38
	許認可	3		社会保険	1
	その他	4		介護	1
税金	記帳	8	生活	生活保護	1
	源泉	1		その他	4
	調査	3	共済	給付	8
	その他	6	その他	3	
労働保険	11	合計	93		

従業員	資格取得	8	給付	入院	2
	資格喪失	5		安静加療	6
	特別加入	1			
	その他	2			
事業所	保険関係成立	1			

年金の受給資格要件が10年になりました。

自分が支払ってきた期間を、調べてみましょう。年金の受給資格はこれまで25年でしたが、10年に短縮されています。年金は自動的に支給されませんので、必ず請求手続きをしましょう。年金事務所は対象となる73・5万人に黄色の封筒で年金請求書を送付しています。年金請求書が届いていない場合でも、会社員の配偶者だった期間、学生だった期間、海外在住機関、厚生年金の脱退手当金を受け取っていた期間などがあれば、「カラ期間」として充当されて受給できる可能性があります。

年金の受給資格を満たすための チェックポイント

- 「カラ期間」(合算対象期間)を探す
国民年金に任意加入していなかったが、受給資格に含まれる期間。サラリーマンの配偶者、学生、海外在住だった期間、脱退手当金の支給対象期間など。それぞれ対象となる年齢や時期はさまざまなので、よく相談を
- 自分の年金記録を確認する
「宙に浮いた」5000万件の年金記録のうち2000万件は持ち主を確認できていない
- 国民年金に任意加入する
60～65歳未満の人は、国民年金に加入して保険料を納めることで、受給資格を満たす可能性。65～70歳未満の人は、受給資格を満たすまで加入できる
- 過去5年間に納め忘れた保険料を納める
保険料を納めることで、受給資格を満たす可能性(2018年9月まで)

※年金記録の問い合わせ
「ねんきんダイヤル」 0570(05)1165
050で始まる電話からは03(6700)1165

(しんぶん赤旗日曜版 9月3日号より)